

土地に係る固定資産税および都市計画税の主な税制内容

Table with columns for '商業地等(非住宅用地・雑種地など)' and '住宅用地・市街化区域農地'. It details tax calculation formulas like '前年度課税標準額 / 新評価額 x 100' and lists adjustment rates for various land categories.

Table titled '住宅用地特例率' showing special rates for '小規模住宅用地(1戸につき200㎡まで)', '一般住宅用地', and '市街化区域農地'.

固定資産税 都市計画税



固定資産税・都市計画税

の納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月2日(月)に発送します。第1期の納期限は5月31日(火)です。詳しくは土地については課税課土地資産税係 ☎70・7726、家屋については同課家屋資産税係 ☎70・7727へ。

固定資産税・都市計画税の算出基礎となる土地・建物の評価額は3年ごとに評価替えを行っています。17年度は原則として、評価替えが行われなかった15年度の評価額を据え置き...

土地の税負担の基本的な考え方 17年度も課税の公平の観点から負担水準の均衡化を推進していくため、現行の負担調整措置を継続し、臨時的な税

土地、家屋の所有者が、都市整備などの費用に充てるための目的税として納める税です。土地、家屋の所有者が、都市整備などの費用に充てるための目的税として納める税です。

負担の据え置き措置も継続することとしていきます。税制内容は左表の通りですが、17年度の税負担に

(1) 税額が下がる場合 宅地等にかかる税負担は、負担水準が、住宅用地・市街化区域農地で100%以上、商業地等で70%を超える土地で、それぞれ負担水準を10

(2) 税額が据え置かれる場合 負担水準による据え置き措置は、住宅用地・市街化区域農地で80%以上100%未満の土地、商業地等の宅地で60%以上70%以下の土地

(3) 税額が上がる場合 (2)の以外の宅地等の負担水準が、住宅用地・市街化区域農地で80%未満、商業地等で60%未満は左表の負担水準に応じた負担調整措置が適用されます

著しい地価下落に対応する据え置き措置(一)および(二)以外の宅地等で負担水準が小規模住宅用地は55%以上、一般住宅用地・市街化区域農地は50%以上、商業地等は45%以上であること。かつ14年度評価額に対する17年度評価額の「価格下落率」が

全国平均15%以上であること (2)の 以外の宅地等の負担水準が、住宅用地・市街化区域農地で80%未満、商業地等で60%未満は左表の負担水準に応じた負担調整措置が適用されます

東久留米市農業振興計画策定委員会 市では、東久留米農業の進むべき方向の指針となる18年度以降5カ年の「東久留米市農業振興計画」を策定します。策定に当たり、農業関連団体等の委員に加えて、公募市民委員を2人募集します。都市農業に関心のある方をお待ちしています。

募集 東久留米市農業振興計画策定委員会 市では、東久留米農業の進むべき方向の指針となる18年度以降5カ年の「東久留米市農業振興計画」を策定します。策定に当たり、農業関連団体等の委員に加えて、公募市民委員を2人募集します。都市農業に関心のある方をお待ちしています。

公民館運営審議会委員 公民館運営審議会委員の任期は、5月末日を満了となります。これに伴い、公民館運営に熱意と関心のある次期委員を募集します。同審議会は、12人の委員で構成し、公民館の事業や運営を審議する市民参加の機関です。審議会委員のうち半数の6人の委員については、市内の社会教育関係団体(サークル)に参加している方です。

下水道使用料等検討委員会 市では、下水道使用料等のあり方について検討するため、委員会を設置します。月に1回程度の会議に出席し、市民の立場から提言等を行っていただきます。

「おこわり」市政目録箱はお休みします。 詳細は公民館 ☎73・7811へ。

「おこわり」市政目録箱はお休みします。 詳細は公民館 ☎73・7811へ。

《事前に電話でご予約を》

Table with columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 予約開始日等, 会場. Lists various consultation services like '法律相談', '税務相談', '人権身の上相談', etc.

5月の お気軽に 無料相談

Table with columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 会場. Lists free consultation services for '知的障害者相談', '身体障害者相談', '心身障害者(児)相談', etc.

東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。詳しくはお問い合わせを。